

受給者・受給待期者（将来基金から年金を受給する予定の方）向け
解散方針等の通知はがき発送について

当厚生年金基金は、来年春に解散し、後継制度として厚生年金基金の加算給付を引き継ぐ企業年金基金を設立する方針としておりますが、このたび、受給者・受給待期者に対し、以下の概要により通知はがきをお送りしておりますので、お知らせいたします。

なお、通知はがきの発送に合わせて、はがきに関するお問い合わせ受付専用のフリーダイヤルを設置いたしました。

記

受給者・受給待期者向け 解散方針等通知はがき発送について

1. 通知はがき発送日 平成 27 年 5 月 29 日（金）

2. 通知はがきの内容 別紙 1、別紙 2 参照

別紙 1 基本年金及び加算年金を受ける受給権者

別紙 2 基本年金のみ受ける受給権者

（加算年金の有無により、内容が異なります。）

3. 発送数 別紙 1 のはがき 7,192 通
別紙 2 のはがき 27,261 通
（合計 34,453 通）

4. 専用フリーダイヤル設置期間
平成 27 年 6 月 1 日（月）～26 日（金）

以 上

別紙1 受給者・待期者あて通知はがき（基本年金及び加算年金を受ける受給権者）
（27.5.29（金） 発送）

料金別納
郵便

〒100-0000
東京都港区赤坂1-1-1-100

基金 太郎 様

加入員番号 0000000000
年金証書番号 B0000

全国卸商業団地厚生年金基金

からのお知らせ（重要）

お問合せ先

TEL：0120-690-013
期間：平成27年6月1日～6月26日
平日9:00～17:00

全国卸商業団地厚生年金基金
〒107-8419 東京都港区赤坂5丁目1番31号第6セイコービル4階

ここから開いてください。

●このハガキは3ツ折になっています。（裏面からも開いてください。）

厚生年金基金の解散及び今後の年金支給について

年金受給権者の皆さまにおかれましては、近年の厚生年金基金についての報道等により、種々ご心配をおかけしていることと存じます。

当厚生年金基金の動向につきましては、ホームページ等によりお知らせしているところではありますが、平成25年6月に国会で厚生年金基金制度の見直しに関する法律が成立し、平成26年4月1日から施行されました。

この改正法により、保有資産（純資産）の積立水準が大幅に見直され、厚生年金基金が存続するためには、施行日から5年以内にこの基準を達成する必要があり、5年経過後に基準を下回れば、国が強制的に解散命令を出すこととなりました。

当厚生年金基金といたしましては、今後の方針について議論してまいりましたが、厚生年金基金としての存続は現実的ではないとの判断から、厚生年金基金を解散し、加算年金を全額引き継いだ企業年金基金（確定給付企業年金）を新たに設立することとなりました。

つきましては、今後の年金支給予定について、お知らせいたしますが、解散時期等詳細が確定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

当厚生年金基金は、加入員の皆さまの老後の生活の安定と福祉の向上を目的に平成4年に設立し、運営してまいりましたが、解散することにつきましては、誠に残念ではありますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に係るご質問につきましては、平成27年6月1日から6月26日までの期間において、専用ダイヤル（0120-690-013）を設けておりますので、ご連絡ください。

I. 解散方針が決定されるまでの経緯、経過

- 平成25年9月25日 第32回代議員会
運営委員会において検討することが決定
- 平成25年11月1日 第12回運営委員会
方向性の検討
- 平成25年12月10日 第13回運営委員会
方向性の検討
- 平成26年2月5日 第14回運営委員会
運営委員から理事長へ方向性の答申
- 平成26年2月5日 第40回理事会
代議員会へ方針（案）として付議することが決定
- 平成26年2月21日 第33回代議員会
基金解散、後継制度設立の方針が議決され正式に決定
- 平成26年4月24日
関東信越厚生局へ「解散等方針議決書」を提出

II. 今後のスケジュール予定

- 平成27年7月頃に「代行部分の将来返上」をします。
- 平成28年3月頃に「解散」の認可申請をします。
「解散」の認可は、申請から2か月ほどの見込みです。
※今後の予定については、運用環境、解散事務の進捗状況により、変動する場合があります。

基本・加算年金

開封方法



左下の角から、矢印方向にゆっくりと開いていねいにはがして中をご覧ください。

Post Card

Ⅲ. 解散後の基本年金の支給

1. 「基本年金」のうち「代行部分」は、国が全額引き継いで支給することとなりますが、国の年金の支給要件が適用されます。(参照Ⅳ. 2.)
なお、「基本年金」のうち「プラス777部分」は、廃止となります。

※基金が解散する場合、代行部分以外の上乗せ部分は、残余財産に応じ分配・清算されることとなります。ただし、残余財産はない場合、分配はありません。
※当基金年金受給者の「プラス777部分」の年金額の平均は、年額で3,700円です。

Ⅳ. 国から既に年金を受給している人のご注意点

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます。
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が遅れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります。

「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性がある人は、以下のとおりです。

- ①支給要件となる加入期間（原則公的年金25年加入）が足りない人
- ②在職老齢年金を受けている人
- ③雇用保険との調整を受けている人
- ④遺族・障害年金を受けている人

Ⅴ. 解散後の加算年金の支給

1. 貴方様が最終的に勤められた事業所が新設する企業年金基金にご加入いただいた場合は、企業年金基金が引き継いで支給いたします。
2. 貴方様が最終的に勤められた事業所が新設する企業年金基金にご加入されなかった場合は、企業年金基金では引き継がないこととなります。
※1. 2の取扱いについては、企業年金基金に加入される事業所に不足分を追加でご負担いただくからです。
3. 新設する企業年金基金へ「加算年金」を引き継ぐ場合には、「同意書」が必要となりますので、貴方様がお勤めになられた事業所の加入が決まりましたら、あらかじめ「同意書」をお送りさせていただく予定です。

Ⅵ. 「加算年金」の「選択一時金」への取扱い停止

解散までに年金資産の保全を図るため、平成26年2月21日をもって、「加算年金」の「選択一時金」への取扱いを停止させていただきました。

※「選択一時金」の申し出が増加した場合には、一時かつ大量な資産流出により、解散時の事業主負担の大幅な増加が懸念されます。
事業所の新制度への移行を円滑にすることで年金制度を維持し、受給権・期待権を保全することを目的に「加算年金」の「選択一時金」への取扱いを停止いたしました。
なお、「特例解散」の適用を受ける場合は、この取扱いが要件となっております。

別紙2 受給者・待期者あて通知はがき（基本年金のみ受ける受給権者） （27.5.29（金） 発送）

料金別納
郵便

〒100-0000
東京都港区赤坂1-1-1-100

基金 太郎 様

加入員番号 0000000000
年金証書番号 B0000

全国卸商業団地厚生年金基金

からのお知らせ（重要）

お問合せ先

TEL：0120-690-013
期間：平成27年6月1日～6月26日
平日9:00～17:00

全国卸商業団地厚生年金基金
〒107-8419 東京都港区赤坂5丁目1番31号第6セイコービル4階

ここから開いてください。

●このハガキは3ツ折になっています。（裏面からも開いてください。）

厚生年金基金の解散及び今後の年金支給について

年金受給権者の皆さまにおかれましては、近年の厚生年金基金についての報道等により、種々ご心配をおかけしていることと存じます。

当厚生年金基金の動向につきましては、ホームページ等によりお知らせしているところではありますが、平成25年6月に国会で厚生年金基金制度の見直しに関する法律が成立し、平成26年4月1日から施行されました。

この改正法により、保有資産（純資産）の積立水準が大幅に見直され、厚生年金基金が存続するためには、施行日から5年以内にこの基準を達成する必要があり、5年経過後に基準を下回れば、国が強制的に解散命令を出すこととなりました。

当厚生年金基金といたしましては、今後の方針について議論してまいりましたが、厚生年金基金としての存続は現実的ではないとの判断から、厚生年金基金を解散し、加算年金を全額引き継いだ企業年金基金（確定給付企業年金）を新たに設立することとなりました。

つきましては、今後の年金支給予定について、お知らせいたしますが、解散時期等詳細が確定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

当厚生年金基金は、加入員の皆さまの老後の生活の安定と福祉の向上を目的に平成4年に設立し、運営してまいりましたが、解散することにつきましては、誠に残念ではありますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に係るご質問につきましては、平成27年6月1日から6月26日までの期間において、専用ダイヤル（0120-690-013）を設けておりますので、ご連絡ください。

I. 解散方針が決定されるまでの経緯、経過

- 平成25年9月25日 第32回代議員会
運営委員会において検討することが決定
- 平成25年11月1日 第12回運営委員会
方向性の検討
- 平成25年12月10日 第13回運営委員会
方向性の検討
- 平成26年2月5日 第14回運営委員会
運営委員から理事長へ方向性の答申
- 平成26年2月5日 第40回理事会
代議員会へ方針（案）として付議することが決定
- 平成26年2月21日 第33回代議員会
基金解散、後継制度設立の方針が議決され正式に決定
- 平成26年4月24日
関東信越厚生局へ「解散等方針議決書」を提出

II. 今後のスケジュール予定

- 平成27年7月頃に「代行部分の将来返上」をします。
- 平成28年3月頃に「解散」の認可申請をします。
「解散」の認可は、申請から2か月ほどの見込みです。
※今後の予定については、運用環境、解散事務の進捗状況により、変動する場合があります。

基本年金

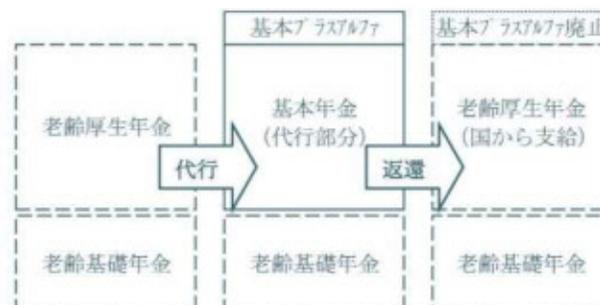
開封方法



左下の角から、矢印方向にゆっくりと開いていねいにはがして中をご覧ください。

Ⅲ. 厚生年金基金が支給する年金

<基金未加入> <基金加入(現在)> <基金解散後>



厚生年金基金から支給する基本年金は、国の代行（老齢厚生年金）部分を国に代わって支給しております。

基本年金には、基金独自のプラスアルファを上乗せしておりますが、このプラスアルファ部分は解散に伴い廃止となります。

Ⅳ. 解散後の基本年金の支給

1. 「基本年金」のうち「代行部分」は、国が全額引き継いで支給することとなりますが、国の年金の支給要件が適用されます。（参照 V. 2.）
なお、「基本年金」のうち「プラスアルファ部分」は、廃止となります。

※基金が解散する場合、代行部分以外の上乗せ部分は、残余財産に応じ分配・清算されることとなります。ただし、残余財産はない場合、分配はありません。
※当基金年金受給者の「プラスアルファ部分」の年金額の平均は、年額で3,700円です。

Ⅴ. 国から既に年金を受給している人のご注意点

1. 国の年金の指定口座へ代行部分の年金が合算されて支給されます。
※基金の残務整理の状況により、国からの支給が遅れる場合があります。
2. 「代行部分」の年金の受給要件は、「老齢厚生年金」の受給要件となります。
「老齢厚生年金」の受給要件となることで、支給額等に影響する可能性がある人は、以下のとおりです。
 - ①支給要件となる加入期間（原則公的年金25年加入）が足りない人
 - ②在職老齢年金を受けている人
 - ③雇用保険との調整を受けている人
 - ④遺族・障害年金を受けている人